保 険 検 査 評 定 制 度

（保険会社に係る検査評定制度）

平成 24 年３月

写

金検第204号
平成24年3月30日

検査監理官
統括検査官
特別検査官
上席検査官
専門検査官
金融証券検査官
殿

金融庁検査局長　桑原　茂裕

保険会社に係る検査評定制度について

今般、下記のとおり、「保険会社に係る検査評定制度」（以下「保険検査評定制度」という。）を定め、運用することとしたので、了知のうえ、遺憾なきよう期せられたい。

記

１．目的

保険会社の検査の際、保険検査マニュアルに基づき検証した検査結果を段階評価することにより、保険会社の自主的・持続的な経営改善に向けての取り組みや検査官と保険会社との双方向の議論を促す。また、評定結果を選択的な行政対応に結びつけ検査の効率化等を図るとともに、金融行政の透明性等を向上させる。

２．評定項目

評定項目は、「経営管理（ガバナンス）態勢 - 基本的要素 -」「法令等遵守態勢」「保険募集管理態勢」「顧客保護等管理態勢」「統合的リスク管理態勢」「保険引受リスク管理態勢」「資産運用リスク管理態勢」「オペレーショナル・リスク等管理態勢」の８項目とする。

３．評定方法

「評定段階及び留意点等」（別紙）に基づき各評定項目について、Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｄの４段階評価を行う。

４．対象保険会社

・生命保険会社
・損害保険会社
・外国生命保険会社等（特定法人を含む）
・外国損害保険会社等（特定法人を含む）

５．事務処理等

（１）検査に際しては、まず検査官が、立入検査期間中に、評定に係る事実関係

及びその評価について、被検査保険会社と十分に意見を交換することとする。その上で、立入検査終了手続（エグジット・ミーティング）において、評定結果についての保険会社の認識を聴取し、その時点での主任検査官と被検査保険会社との間の認識の一致及び相違を確認することとする。

（２）被検査保険会社は、立入検査終了後、評定結果について認識の相違がある場合は、意見申出制度に則り、その旨を検査局長に申し出て審理を求めることができることとする。

（３）最終的な評定結果は、検査結果通知の一部として、被検査保険会社に通知することとする。

６．選択的な行政対応への反映

評定結果は、その後の検査の濃淡（検査頻度、範囲、深度）に反映させることとする。

７．施行日等

保険検査評定制度は、平成 23 検査事務年度中に試行を開始し、試行の状況等も踏まえつつ、できるだけ速やかに施行に移すこととする。具体的な施行日等については、別途指示するところによる。なお、試行期間中は、評定に係るデータやノウハウの蓄積に重点を置くこととし、評定結果そのものは、保険会社に通知するものの、選択的な行政対応には反映させないこととする。

（別紙）

評定段階及び留意点等
（保険検査評定制度）

平成 24 年３月

評定段階

1．経営管理（ガバナンス）態勢 － 基本的要素 －

A：

経営管理（ガバナンス）態勢について、保険会社の規模や特性に応じた強固な管理態勢が経営陣により構築されている。認識される弱点は軽微であり、保険会社としての業務の適切性、健全性等及び保険契約者等の保護に対する影響は小さい。

B：

経営管理（ガバナンス）態勢について、保険会社の規模や特性に応じた十分な管理態勢が経営陣により構築されている。軽微な弱点はあるものの、保険会社としての業務の適切性、健全性等及び保険契約者等の保護に重大な影響を及ぼすものではなく、既に自主的に適切な対応がなされている、または、今後なされることが期待できる。

C：

経営管理（ガバナンス）態勢について、保険会社の規模や特性に応じた経営陣による管理態勢は不十分なものとなっている。保険会社としての業務の適切性、健全性等及び保険契約者等の保護に対する影響も認められるため、改善の必要がある。

D：

経営管理（ガバナンス）態勢について、経営陣による管理態勢に欠陥がある、または、重大な欠陥が認められる。その結果、保険会社としての業務の適切性、健全性等及び保険契約者等の保護に重大な影響が及んでおり、保険会社としての存続が脅かされる懸念がある、または、そのような状況にある。

評定における留意点等

【基本的留意点】

● 評定を行うに当たっては、「経営管理（ガバナンス）態勢の確認検査用チェックリスト」の「検証ポイント」を十分に踏まえることとする。

● 前回検査指摘事項については、実効性のある改善策の策定・実行に取り組むことが重要であり、弥縫策に留まっている場合あるいは改善が不十分である場合には、改めて、不十分な改善策に留まっている要因・背景を把握して、その状況を踏まえた上で評定を行うものとする。

なお、前回検査指摘事項の改善状況に関する評価は、今回検査における指摘事項に対して、保険会社による自主的な対応が期待できるかどうかを判断する際の一要素となる。

【マイナス要素】

● 特定の部門を意図的に監査対象としていないと認められる場合には、評定を行う上でのマイナス要素として勘案するものとする。

【その他留意点】

● 経営管理（ガバナンス）態勢の評価に当たっては、他の評定項目の確認検査用チェックリストにおける「経営陣による態勢の整備・確立状況」の検証結果そのものを反映させるものではなく、経営管理（ガバナンス）態勢の確認検査用チェックリストに掲げられている５つの基本的要素（①代表取締役、取締役及び取締役会による経営管理（ガバナンス）態勢、②内部監査態勢、③監査役・監査役会による監査態勢、④外部監査態勢、⑤保険計理人による確認態勢）が、保険会社の業務の適切性、健全性及び保険募集の公正性の確保のために、その基本的機能を実効的に発揮しているかを検証し、評定を行うものとする。

● 経営管理（ガバナンス）態勢の評価に当たっては、経営方針その他の方針等が、保険会社の規模・特性を踏まえ、保険会社の業務の実情に適った実効的な内容となっているかがポイントとなることに留意する。なお、保険会社の経営判断に係る部分に過度に立ち入ることのないよう留意する。

- 取締役・取締役会の役割・責任の評価に当たっては、法令等遵守、適正な保険募集、顧客保護等及びリスク管理態勢の確立に向けた代表取締役によるリーダーシップの発揮状況や、他の取締役による牽制機能の発揮状況等がポイントとなることに留意する。なお、取締役会等において十分な議論がなされているかという観点から、取締役会等における議論の内容を検証するが、保険会社の経営判断の適否を評価するものではない。

- 取締役会による組織体制の整備、また、相互牽制態勢の構築状況の評価に当たっては、適切な経営管理（ガバナンス）のもと、保険会社の規模・特性を踏まえ、業務の適切性、健全性及び保険募集の公正性を確保し、保険契約者等の保護を図るための態勢の実効性が確保されているかがポイントとなることに留意する。

- 代表取締役及び取締役会は、内部監査部門が自らの重要な代理人であることを認識することが重要であり、取締役会は内部監査部門から行われる報告を、保険会社の全ての業務について独立の立場からチェックが行われたもの、との観点から利用することが必要である。内部監査態勢の整備・確立状況の評価に当たっては、保険会社の経営陣がこのような認識を持った上で、実効性のある内部監査態勢を構築しているかがポイントとなることに留意する。

- 内部監査部門の態勢整備の評価に関し、体制・人員配置、独立性の確保等については、保険会社の規模・特性を踏まえ、実効性が確保されているかがポイントとなることに留意する。

  特に、内部監査担当取締役や内部監査部門に各業務に精通した人材の確保・配置が図られていない場合には、経営陣としてどのような問題認識をもち、どのような対策を講じているかを、また、内部監査部門の従事者が必ずしも専門性を有していないと認められる場合には、それを補完する方策が講じられているかを、双方向の議論により把握することが重要である。

  また、独立性の確保に関しては、他の業務との兼職等が認められる場合に、兼職となっている要因・背景を踏まえた上で、内部監査の実効性の確保が阻害されるものとなっていないかを、双方向の議論により把握することが重要である。

評定段階

2．法令等遵守態勢

A：
　法令等遵守態勢について、強固な法令等遵守態勢が経営陣等により構築されている。認識される弱点は軽微であり、保険会社としての業務の適切性等に対する影響は小さい。

B：
　法令等遵守態勢について、軽微な法令等違反などが認められるものの、十分な法令等遵守態勢が経営陣等により構築されている。軽微な弱点はあるものの、保険会社としての業務の適切性等に重大な影響を及ぼすものではなく、既に自主的に適切な対応がなされている、または、今後なされることが期待できる。

C：
　法令等遵守態勢について、軽微ではない法令等違反の発生が認められるなど、不十分な法令等遵守態勢となっている。経営陣等の法令等遵守への取組みは不十分であり、保険会社としての業務の適切性等に対する影響も認められるため、改善の必要がある。

D：
　法令等遵守態勢について、経営陣自らが関与する重大な法令等違反が認められるなど、その遵守態勢に欠陥がある、または、重大な欠陥が認められる。その結果、保険会社としての存続が脅かされるような法令等違反の発生が懸念される、または、そのような法令等違反が発生している状況にある。

評定における留意点等

【基本的留意点】

● 評定を行うに当たっては、「法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト」の「検証ポイント」を十分に踏まえることとする。

● 評定を行うに当たっては、「Ⅰ．経営陣による法令等遵守態勢の整備・確立状況」及び「Ⅱ．管理者による法令等遵守態勢の整備・確立状況」に掲げられているチェックリストに基づき、実効性のある態勢整備が行われているかに重点を置いて行うものとする。

● 評定を行うに当たっては、法令等遵守態勢に関する方針等の策定、態勢の整備、方針等又は態勢の見直しという一連のプロセスのどこに問題があったのかを意識して行うものとする。

● 前回検査指摘事項（特に軽微でない指摘事項）については、経営陣が率先垂範して、実効性のある改善策の策定・実行に取り組むことが重要であり、弥縫策に留まっている場合あるいは改善が不十分である場合には、改めて、経営陣の認識や不十分な改善策に留まっている要因・背景を把握して、その状況を踏まえた上で評定を行うものとする。

　なお、前回検査指摘事項の改善状況に関する評価は、今回検査における指摘事項に対して、保険会社による自主的な対応が期待できるかどうかを判断する際の一要素となる。

【プラス要素】

● 取締役会等及びコンプライアンス統括部門の管理者が行う評価・改善活動が有効に機能しており、法令等遵守に関する役職員の取組み等が常に向上しているような好循環がみられる場合には、評定を行う上でのプラス要素として勘案するものとする。

【マイナス要素】

● 以下に掲げる点が認められる場合には、法令等遵守態勢に少なからず弱点を抱えているにもかかわらず、改善に向けた対策が不十分であると考えられることから、評定を行う上でのマイナス要素として勘案するものとする。

⑴ 法令等違反の事実の発覚を隠蔽しているものや黙認しているもの、当局への届出を意図的に欠いているものが存在している場合。ただし、その事案の広がりや、経営陣の役割、隠蔽等の事実の発覚の経緯を把握した上で、事案の程度に応じて勘案を行うことに留意する。

⑵ 不祥事件に対する再発防止策の実効性が乏しいものとなっていることから、複数の営業拠点・保険募集人等において同種の不祥事件が発生している場合や、同種の不祥事件が連続して多数発生している場合

【その他留意点】

● 法令等遵守方針の評価に当たっては、反社会的勢力に対する厳格な姿勢、マネー・ローンダリングの防止や不祥事件等への対処等が明確に定められ、保険会社の業務の実情に適った実効的な内容となっているかがポイントとなることに留意する。なお、保険会社の経営判断に係る部分に過度に立ち入ることのないよう留意する。

● コンプライアンス統括部門の態勢整備や各業務部門・営業拠点等における法令等遵守態勢の整備の評価に当たっては、保険会社の規模・特性に応じた評価を行う必要があるものの、法令等違反の事実については、保険会社の規模の大小等によって許容されるものではないことに留意し、当該法令等違反の保険会社の経営に与える影響、違反の発生原因・背景等を把握した上で、評定を行うものとする。

● 「Ⅲ. 個別の問題点」において掲げられている法令以外の法令等に違反する場合においても、違反の原因・背景、保険会社の経営に及ぼす影響等を踏まえて評定を行うものとする。

● 法令等違反に対する対応策及び改善策については、経営陣が率先垂範して、違反の発生原因・背景を踏まえた、厳格かつ実効性のある改善策の策定・実行に取り組むことが重要であり、弥縫策に留まっている場合あるいは改善が不十分である場合には、改めて、経営陣の認識や不十分な改善策に留まっている要因・背景を把握して、その状況を踏まえた上で評定を行うものとする。

評定段階

３．保険募集管理態勢

A：
　保険募集管理態勢について、強固な保険募集管理態勢が経営陣等により構築され機能している。認識される弱点は軽微であり、保険募集の適正性等に対する影響は小さい。

B：
　保険募集管理態勢について、保険募集に関する軽微な法令等違反行為等が認められるものの、十分な保険募集管理態勢が経営陣等により構築されている。軽微な弱点はあるものの、保険募集の適正性等に重大な影響を及ぼすものではなく、既に自主的に適切な対応がなされている、または、今後なされることが期待できる。

C：
　保険募集管理態勢について、保険募集に関する軽微ではない法令等違反行為等の発生が認められるなど、不十分な保険募集管理態勢となっている。経営陣等の適正な保険募集への取組みは不十分であり、保険募集の適正性等に対する影響も認められるため、改善の必要がある。

D：
　保険募集管理態勢について、経営陣自らが関与する保険募集に関する重大な法令等違反行為等が認められるなど、その管理態勢に欠陥がある、または、重大な欠陥が認められる。その結果、保険会社としての存続が脅かされるような保険募集に関する法令等違反行為等の発生が懸念される、または、そのような法令等違反行為等が発生している状況にある。

評定における留意点等

【基本的留意点】

● 評定を行うに当たっては、「保険募集管理態勢の確認検査用チェックリスト」の「検証ポイント」を十分に踏まえることとする。

● 評定を行うに当たっては、「Ⅰ．経営陣による保険募集管理態勢の整備・確立状況」及び「Ⅱ．管理者による保険募集管理態勢の整備・確立状況」に掲げられているチェックリストに基づき、実効性のある態勢整備が行われているかに重点を置いて行うものとする。

● 評定を行うに当たっては、保険募集管理態勢に関する方針等の策定、態勢の整備、方針等又は態勢の見直しという一連のプロセスのどこに問題があったのかを意識して行うものとする。

● 前回検査指摘事項（特に軽微でない指摘事項）については、経営陣が率先垂範して、実効性のある改善策の策定・実行に取り組むことが重要であり、弥縫策に留まっている場合あるいは改善が不十分である場合には、改めて、経営陣の認識や不十分な改善策に留まっている要因・背景を把握して、その状況を踏まえた上で評定を行うものとする。

　なお、前回検査指摘事項の改善状況に関する評価は、今回検査における指摘事項に対して、保険会社による自主的な対応が期待できるかどうかを判断する際の一要素となる。

【プラス要素】

● 以下に掲げる点が認められる場合には、評定を行う上でのプラス要素として勘案するものとする。

⑴　顧客サポート等管理のプロセスの中で把握した問題点を受けて、保険募集コンプライアンス・マニュアルの適切かつ迅速な見直しを行うなど、保険募集管理と顧客サポート等管理が有機的に連関し相乗効果を発揮している場合

⑵ 取締役会等及び保険募集管理部門の管理者の行う評価・改善活動が有効に機能しており、顧客の評価も絶えず向上している場合

【マイナス要素】

● 不適切な顧客説明など不適正な募集行為が放置され、実効性のある再発防止策が検討されていないことから、同様の苦情・トラブルが複数の営業拠点・保険募集人等にて同時期にあるいは連続して発生している場合には、評定を行う上でのマイナス要素として勘案するものとする。

【その他留意点】

● 保険募集管理部門の態勢整備や各業務部門・営業拠点等における保険募集管理態勢の整備の評価に当たっては、保険会社の規模・特性に応じた評価を行う必要があるものの、保険募集に関する法令等違反行為等の事実については、保険会社の規模の大小等によって許容されるものではないことに留意し、当該法令等違反行為等の保険会社の経営に与える影響、違反の発生原因・背景等を把握した上で、評定を行うものとする。

● 保険募集人における保険募集管理に係る態勢の評価に当たっては、保険募集人の属性に応じた管理態勢が整備・確立されているかがポイントとなることに留意する。

例えば、大規模な乗合代理店等には保険会社に対して強い交渉力を有しているものがあるが、当該保険会社がそれらの代理店に対しても適正な保険募集を行わせるための実効性のある管理態勢が整備・確立されているかに留意する。

評定段階

4. 顧客保護等管理態勢

A:

顧客保護等管理態勢について、保険契約管理態勢、保険金等支払管理態勢、顧客サポート等管理態勢、顧客情報管理態勢、外部委託管理態勢、利益相反管理態勢等が、それぞれ経営陣等により強固に構築され機能している。認識される弱点は軽微であり、保険会社としての業務の適切性等に対する影響は小さい。

B:

顧客保護等管理態勢について、保険契約管理態勢、保険金等支払管理態勢、顧客サポート等管理態勢、顧客情報管理態勢、外部委託管理態勢、利益相反管理態勢等が、それぞれ経営陣等により十分に構築されている。軽微な弱点はあるものの、保険会社としての業務の適切性等に重大な影響を及ぼすものではなく、既に自主的に適切な対応がなされている、または、今後なされることが期待できる。

C:

顧客保護等管理態勢について、軽微ではない態勢の不備が認められるなど、保険契約管理態勢、保険金等支払管理態勢、顧客サポート等管理態勢、顧客情報管理態勢、外部委託管理態勢、利益相反管理態勢等が不十分なものとなっている。経営陣等の顧客保護等への取組みは不十分であり、保険会社としての業務の適切性等に対する影響も認められるため、改善の必要がある。

D:

顧客保護等管理態勢について、態勢の不備が認められるなど、保険契約管理態勢、保険金等支払管理態勢、顧客サポート等管理態勢、顧客情報管理態勢、外部委託管理態勢、利益相反管理態勢等に欠陥がある、または、重大な欠陥が認められる。その結果、顧客の離反等を招き、保険会社としての存続が脅かされる懸念がある、または、そのような状況にある。

評定における留意点等

【基本的留意点】

● 評定を行うに当たっては、「顧客保護等管理態勢の確認検査用チェックリスト」の「検証ポイント」を十分に踏まえることとする。

● 評定を行うに当たっては、「Ⅰ．経営陣による顧客保護等管理態勢の整備・確立状況」及び「Ⅱ．各管理責任者による顧客保護等管理態勢の整備・確立状況」に掲げられているチェックリストに基づき、実効性のある態勢整備が行われているかに重点を置いて行うものとする。

● 評定を行うに当たっては、顧客保護等管理態勢に関する方針等の策定、態勢の整備、方針等又は態勢の見直しという一連のプロセスのどこに問題があったのかを意識して行うものとする。

● 前回検査指摘事項（特に軽微でない指摘事項）については、経営陣が率先垂範して、実効性のある改善策の策定・実行に取り組むことが重要であり、弥縫策に留まっている場合あるいは改善が不十分である場合には、改めて、経営陣の認識や不十分な改善策に留まっている要因・背景を把握して、その状況を踏まえた上で評定を行うものとする。

　なお、前回検査指摘事項の改善状況に関する評価は、今回検査における指摘事項に対して、保険会社による自主的な対応が期待できるかどうかを判断する際の一要素となる。

【プラス要素】

● 以下に掲げる点が認められる場合には、評定を行う上でのプラス要素として勘案するものとする。

(1) 顧客説明に用いるディスクロージャー誌その他の説明資料について、その内容が抽象的なものではなく、顧客の立場に立った具体的でわかり易い内容となっており、また、わかり易い内容になるように、顧客の意見等を内容の改訂に反映させる等の顧客のニーズに沿って不断の見直しが行われている場合

⑵ 顧客サポート等管理のプロセスの中で把握した問題点を受けて、保険契約管理マニュアル、保険金等支払管理マニュアルの適切かつ迅速な見直しを行うなど、保険契約管理及び保険金等支払管理と顧客サポート等管理が有機的に連関し相乗効果を発揮している場合

（3） 保険契約管理態勢、保険金等支払管理態勢、顧客サポート等管理態勢、顧客情報管理態勢、外部委託管理態勢、利益相反管理態勢の整備が適切に行われるのみならず、その他保険会社の業務に関し顧客保護や利便の向上のために必要であると保険会社自身が判断した業務に係る管理が適切に行われ、実効性ある顧客保護が行われていると認められる場合

⑷ 取締役会等及び顧客保護等に関する各管理責任者の行う評価・改善活動が有効に機能しており、顧客の評価も絶えず向上している場合

⑸ 保険契約者等の利益保護の観点から、迅速かつ適切な保険金等の支払い等を行うため、保険契約者等に対する保険金等の請求勧奨など自主的に実効性ある取組みが行われている場合

【マイナス要素】

● 保険契約者等からの要請・請求に係る不適切な対応、あるいは不適切な顧客情報管理が放置され、実効性のある再発防止策が検討されていないことから、同様の苦情・トラブルや、顧客情報漏えい等が複数の営業拠点・保険募集人等にて同時期にあるいは連続して発生している場合には、評定を行う上でのマイナス要素として勘案するものとする。

【その他留意点】

● 顧客保護管理態勢の評価に当たっては、乗合代理店や銀行など保険会社からの独立性の高い保険募集人の台頭やインターネットなど非対面の募集形態の普及といった、保険市場の変化等を踏まえ、保険会社の規模・特性に応じた実効性のある管理態勢が整備・確立されているかがポイントとなることに留意する。

評定段階

5. 統合的リスク管理態勢

A:

統合的リスク管理態勢について、保険会社の規模や特性に応じた強固な管理態勢が経営陣等により構築されている。すべての主要なリスクは一貫して効果的に特定・把握・管理されており、認識される弱点は軽微であり、保険会社としての健全性等に対する影響は小さい。

B:

統合的リスク管理態勢について、保険会社の規模や特性に応じた十分な管理態勢が経営陣等により構築されている。主要なリスクや問題点は、概ね特定・把握され、管理されている。軽微な弱点はあるものの、保険会社としての健全性等に重大な影響を及ぼすものではなく、既に自主的に適切な対応がなされている、または、今後なされることが期待できる。

C:

統合的リスク管理態勢について、保険会社の規模や特性に応じたリスク管理としては不十分な管理態勢となっている。経営陣等のリスクに対する管理能力は不十分であり、保険会社としての健全性等に対する影響も認められるため、改善の必要がある。

D:

統合的リスク管理態勢について、経営陣等によるリスクに対する管理態勢に欠陥がある、または、重大な欠陥が認められる。その結果、保険会社としての存続が脅かされるような事故・不測の損害の発生が懸念される、または、そのような事故・不測の損害が発生している状況にある。

評定における留意点等

【基本的留意点】

● 評定を行うに当たっては、「統合的リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト」の「検証ポイント」を十分に踏まえることとする。

● 評定を行うに当たっては、「Ⅰ．経営陣による統合的リスク管理態勢の整備・確立状況」、「（別紙）Ⅰ．経営陣による財務の健全性・保険計理に関する管理態勢の整備・確立状況」及び「Ⅱ．管理者による統合的リスク管理態勢の整備・確立状況」、「（別紙）Ⅱ．管理者による財務の健全性・保険計理に関する管理態勢の整備・確立状況」に掲げられているチェックリストに基づき、実効性のある態勢整備が行われているかに重点を置いて行うものとする。

● 評定を行うに当たっては、統合的リスク管理に関する方針等の策定、態勢の整備、方針等又は態勢の見直しという一連のプロセスのどこに問題があったのかを意識して行うものとする。

● 前回検査指摘事項（特に軽微でない指摘事項）については、経営陣が率先垂範して、実効性のある改善策の策定・実行に取り組むことが重要であり、弥縫策に留まっている場合あるいは改善が不十分である場合には、改めて、経営陣の認識や不十分な改善策に留まっている要因・背景を把握して、その状況を踏まえた上で評定を行うものとする。

　なお、前回検査指摘事項の改善状況に関する評価は、今回検査における指摘事項に対して、保険会社による自主的な対応が期待できるかどうかを判断する際の一要素となる。

【プラス要素】

● 以下に掲げる点が認められる場合には、評定を行う上でのプラス要素として勘案するものとする。

⑴ 経営陣が、積極的に自らの直面するリスクの特定に臨み、また統合的リスク管理態勢の弱点・問題点を把握・分析することによって、統合的リスク管理態勢の向上につなげている場合

⑵ 保険会社のリスク・プロファイルに照らし、自己資本等が質・量ともに極めて充実している場合

【マイナス要素】

● 統合的リスクの評価、あるいは自己資本等の充実度の評価に当たり、重要と思われるリスクを意図的に管理対象から外したり、意図的にリスク量を過小に算出しているような場合には、評定を行う上でのマイナス要素として勘案するものとする。

● ソルベンシー・マージン比率の正確性の検証の結果、以下の事象が認められた場合には、評定を行う上でのマイナス要素として勘案するものとする。
⑴ 検査前後のソルベンシー・マージン比率乖離率が10%以上の場合
⑵ 乖離率が10%未満であっても、例えば、各リスク相当額の計算において、正負両方向の計算の誤りが相当数認められ、結果として両者の誤りが相殺されるような場合等、計算過程に大きな不備が認められた場合

【その他留意点】

● 検査後のソルベンシー・マージン比率が「保険業法第130条等の規定に基づく保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準等を定める件」に定める比率(200%)を下回る場合には、統合的リスク管理態勢に係る評定段階はC 以下となることに留意する。

評定段階

６．保険引受リスク管理態勢

A：

　保険引受リスク管理態勢について、保険会社の規模や特性に応じた強固な管理態勢が経営陣等により構築されている。認識される弱点は軽微であり、保険会社としての健全性等に対する影響は小さい。

B：

　保険引受リスク管理態勢について、保険会社の規模や特性に応じた十分な管理態勢が経営陣等により構築されている。軽微な弱点はあるものの、保険会社としての健全性等に重大な影響を及ぼすものではなく、既に自主的に適切な対応がなされている、または、今後なされることが期待できる。

C：

　保険引受リスク管理態勢について、保険会社の規模や特性に応じたリスク管理としては不十分な管理態勢となっている。経営陣等のリスクに対する管理能力は不十分であり、その結果、保険事故の発生率等が保険料設定時の予測に反して大きく変動するなど、保険会社としての健全性等に対する影響も認められるため、改善の必要がある。

D：

　保険引受リスク管理態勢について、経営陣等によるリスクに対する管理態勢に欠陥がある、または、重大な欠陥が認められる。その結果、保険会社としての存続が脅かされるような事故・不測の損害の発生が懸念される、または、そのような事故・不測の損害が発生している状況にある。

評定における留意点等

【基本的留意点】

● 評定を行うに当たっては、「保険引受リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト」の「検証ポイント」を十分に踏まえることとする。

● 評定を行うに当たっては、「Ⅰ．経営陣による保険引受リスク管理態勢の整備・確立状況」及び「Ⅱ．管理者による保険引受リスク管理態勢の整備・確立状況」に掲げられているチェックリストに基づき、実効性のある態勢整備が行われているかに重点を置いて行うものとする。

● 評定を行うに当たっては、保険引受リスク管理に関する方針等の策定、態勢の整備、方針等又は態勢の見直しという一連のプロセスのどこに問題があったのかを意識して行うものとする。

● 前回検査指摘事項（特に軽微でない指摘事項）については、経営陣が率先垂範して、実効性のある改善策の策定・実行に取り組むことが重要であり、弥縫策に留まっている場合あるいは改善が不十分である場合には、改めて、経営陣の認識や不十分な改善策に留まっている要因・背景を把握して、その状況を踏まえた上で評定を行うものとする。

なお、前回検査指摘事項の改善状況に関する評価は、今回検査における指摘事項に対して、保険会社による自主的な対応が期待できるかどうかを判断する際の一要素となる。

【プラス要素】

● 経営陣が、積極的に保険引受リスク管理態勢の弱点・問題点を把握・分析することによって、保険引受リスク管理態勢の向上につなげている場合には、評定を行う上でのプラス要素として勘案するものとする。

【マイナス要素】

● 商品販売開始後のフォローアップが十分になされず、必要な販売方針や商品内容の見直し等が行われていない場合には、評定を行う上でのマイナス要素として勘案するものとする。

評定段階

7．資産運用リスク管理態勢

A：

　資産運用リスク管理態勢について、保険会社の規模や特性に応じた強固な管理態勢が経営陣等により構築されている。認識される弱点は軽微であり、保険会社としての健全性等に対する影響は小さい。

B：

　資産運用リスク管理態勢について、保険会社の規模や特性に応じた十分な管理態勢が経営陣等により構築されている。軽微な弱点はあるものの、保険会社としての健全性等に重大な影響を及ぼすものではなく、既に自主的に適切な対応がなされている、または、今後なされることが期待できる。

C：

　資産運用リスク管理態勢について、保険会社の規模や特性に応じたリスク管理としては不十分な管理態勢となっている。経営陣等のリスクに対する管理能力は不十分であり、保険会社としての健全性等に対する影響も認められるため、改善の必要がある。

D：

　資産運用リスク管理態勢について、経営陣等によるリスクに対する管理態勢に欠陥がある、または、重大な欠陥が認められる。その結果、保険会社としての存続が脅かされるような事故・不測の損害の発生が懸念される、または、そのような事故・不測の損害が発生している状況にある。

評定における留意点等

【基本的留意点】

● 評定を行うに当たっては、「資産運用リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト」の「検証ポイント」を十分に踏まえることとする。特に、被検査保険会社の運用戦略、投資スタイル、取引規模、リスク・プロファイル、リスク管理方法、リスク計測手法等に応じて検証すべき項目を過不足なく検証し、評定を行うことに留意する。

● 評定を行うに当たっては、「Ⅰ．経営陣による資産運用リスク管理態勢の整備・確立状況」、「（別紙１）Ⅰ．経営陣による市場リスク管理態勢の整備・確立状況」、「（別紙２）Ⅰ．経営陣による信用リスク管理態勢の整備・確立状況」、及び「Ⅱ．管理者による資産運用リスク管理態勢の整備・確立状況」、「（別紙１）Ⅱ．管理者による市場リスク管理態勢の整備・確立状況」、「（別紙２）Ⅱ．管理者による信用リスク管理態勢の整備・確立状況」に掲げられているチェックリストに基づき、実効性のある態勢整備が行われているかに重点を置いて行うものとする。

● 評定を行うに当たっては、資産運用リスク管理に関する方針等の策定、態勢の整備、方針等又は態勢の見直しという一連のプロセスのどこに問題があったのかを意識して行うものとする。

● 前回検査指摘事項（特に軽微でない指摘事項）については、経営陣が率先垂範して、実効性のある改善策の策定・実行に取り組むことが重要であり、弥縫策に留まっている場合あるいは改善が不十分である場合には、改めて、経営陣の認識や不十分な改善策に留まっている要因・背景を把握して、その状況を踏まえた上で評定を行うものとする。

　なお、前回検査指摘事項の改善状況に関する評価は、今回検査における指摘事項に対して、保険会社による自主的な対応が期待できるかどうかを判断する際の一要素となる。

【プラス要素】

● 経営陣が、積極的に資産運用リスク管理態勢の弱点・問題点を把握・分析することによって、資産運用リスク管理態勢の向上につなげている場合には、評定を行う上でのプラス要素として勘案するものとする。

【その他留意点】

● 運用戦略の評価に当たっては、負債特性を運用戦略の設定における重要な要素として位置付け、将来の債務の履行が可能となるように、適切な特性（残存期間・流動性等）を持つ資産を十分確保しているかがポイントとなることに留意する。

評定段階

8．オペレーショナル・リスク等管理態勢

A：

　オペレーショナル・リスク等管理態勢について、保険会社の規模や特性に応じた強固な管理態勢が経営陣等により構築されている。認識される弱点は軽微であり、保険会社としての健全性等に対する影響は小さい。

B：

　オペレーショナル・リスク等管理態勢について、保険会社の規模や特性に応じた十分な管理態勢が経営陣等により構築されている。軽微な弱点はあるものの、保険会社としての健全性等に重大な影響を及ぼすものではなく、既に自主的に適切な対応がなされている、または、今後なされることが期待できる。

C：

　オペレーショナル・リスク等管理態勢について、保険会社の規模や特性に応じたリスク管理としては不十分な管理態勢となっている。経営陣等のリスクに対する管理能力は不十分であり、顧客に影響を及ぼすシステムダウン、軽微ではない事務過誤や資金繰り上の問題等が認められるなど、保険会社としての健全性等に対する影響が認められるため、改善の必要がある。

D：

　オペレーショナル・リスク等管理態勢について、経営陣等によるリスクに対する管理態勢に欠陥がある、または、重大な欠陥が認められる。その結果、保険会社としての存続が脅かされるような重大なシステムダウン、事務過誤や資金繰り上の問題等の発生が懸念される、または、そのようなシステムダウン、事務過誤や資金繰り上の問題等が発生している状況にある。

評定における留意点等

【基本的留意点】

● 評定を行うに当たっては、「オペレーショナル・リスク等管理態勢の確認検査用チェックリスト」の「検証ポイント」を十分に踏まえることとする。

● 評定を行うに当たっては、「Ⅰ．経営陣によるオペレーショナル・リスク等管理態勢の整備・確立状況」及び「Ⅱ．管理者によるオペレーショナル・リスク等管理態勢の整備・確立状況」に掲げられているチェックリストに基づき、実効性のある態勢整備が行われているかに重点を置いて行うものとする。

● 評定を行うに当たっては、オペレーショナル・リスク等管理態勢に関する方針等の策定、態勢の整備、方針等又は態勢の見直しという一連のプロセスのどこに問題があったのかを意識して行うものとする。

● 前回検査指摘事項（特に軽微でない指摘事項）については、経営陣が率先垂範して、実効性のある改善策の策定・実行に取り組むことが重要であり、弥縫策に留まっている場合あるいは改善が不十分である場合には、改めて、経営陣の認識や不十分な改善策に留まっている要因・背景を把握して、その状況を踏まえた上で評定を行うものとする。

なお、前回検査指摘事項の改善状況に関する評価は、今回検査における指摘事項に対して、保険会社による自主的な対応が期待できるかどうかを判断する際の一要素となる。

【プラス要素】

● 以下に掲げる点が認められる場合には、評定を行う上でのプラス要素として勘案するものとする。

⑴ 経営陣が、積極的に自らの直面するオペレーショナル・リスク等の特定に臨み、またオペレーショナル・リスク等管理態勢の弱点・問題点を把握・分析することによって、オペレーショナル・リスク等管理態勢の向上につなげている場合

⑵ 事務処理上の不具合が早期に発見・改善される態勢が確立していることにより、事故事案、異例な取扱い事案の未然防止が図られている場合

【その他留意点】

- 経営戦略とシステム戦略とは一体不可分の関係となっていることを踏まえ、システム戦略方針の評価に当たっては、保険会社の経営判断に係る部分に過度に立ち入ることのないよう留意する。